

納期内納入に御協力ください

● 保険税は納期限までに！

保険税は各納期限までに納めていただき、やむを得ない事情で納期限までに納めることができない方は、役場税務係まで相談して下さい。

特別な理由がないのに保険税を滞納することは、他の加入者の皆さんの負担を重くすることにつながりますので、忘れずに納めましょう。

特別な事情がないのに保険税を滞納すると、保険証の代わりに資格証明書が交付されることがあります。資格証明書で病院にかかった場合、いったん医療費の全額を支払わなければなりません。(後日、保険給付相当額の払い戻しを申請することができます。)

また、国保の給付が差し止めになったり、差し止められた給付から滞納分が差し引かれることもあり、また、滞納処分等を受ける場合があります。

● 天塩町における各税の納期限日については次の通りとなっております。

納期限 税 目	4月 30日	5月 31日	6月 30日	7月 31日	8月 31日	9月 30日	10月 31日	11月 30日	12月 25日	1月 31日	2月 末日	3月 31日
軽自動車税	1期 ◎											
固定資産税		1期 ◎		2期 ◎		3期 ◎		4期 ◎		5期 ◎		
町道民税 (普通徴収)			1期 ◎	2期 ◎	3期 ◎	4期 ◎	5期 ◎	6期 ◎				
国民健康 保 険 税 (普通徴収)			1期 ◎	2期 ◎	3期 ◎	4期 ◎	5期 ◎	6期 ◎	7期 ◎	8期 ◎	9期 ◎	10期 ◎

※ 上記の納期限日が口座振替の引き落とし日となります。
但し、納期限日が閉庁日においては、翌日又は翌々日等の開庁日が納期限日となり、口座振替においても同様の取り扱いとなります。

保険税の詳細につきましては、天塩町役場 住民課 税務係まで問い合わせ願います。
電話 2-1001(代) 内線 128・129